

## DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元に係る これまでの議論及び今後の進め方について（案）

### 1. これまでの議論

令和5年度政策小委員会では、特に、デジタルプラットフォームサービスにおけるコンテンツ利用への移行が進んでおり、かつ、その中で様々な課題が指摘されている音楽分野を念頭に置きつつ、特に、取引の透明性、対価の妥当性・公平性、適切な競争関係という3つの視点から、権利者、デジタルプラットフォームサービス事業者（以下「プラットフォーム事業者」）等の関係者からヒアリングを行い、議論を行った。主な意見は以下の通り。

#### <総論>

- 対価還元を実現する方策として、著作権法のみ限定せず、独占禁止法やいわゆる透明化法、プロバイダ責任制限法を総合的に検討することが必要。
- また、コンテンツの取引や契約関係、業界の慣行、実演家の育成プロセスやマネジメント契約等の環境なども踏まえて検討することが必要。
- 透明性の確保にあたり、対価還元の文脈で不可欠となる情報を特定するとともに、それらの情報をどう表現すべきかも含めて検討すべき。
- 相場となる対価のイメージが形成され、契約当事者間で「対価の妥当性・公正性」は何かということを具体的に共有できることが必要。
- 誰もが他者の著作物の利用者になりうる現状を踏まえ、円滑に適法利用ができるようにするにはどうしたらよいか。
- 契約当初は考えていなかったような新しく出てきた利用方法にどう対応するかも含めて検討すべき。

#### <プラットフォーム事業者に関する意見>

- ユーザーアップロード型のデジタルプラットフォームにおいて著作権侵害コンテンツが投稿され、削除も対価還元もなされない場合、プラットフォーム事業者が広告収入を得ていることの責任も踏まえて対応を検討すべき。
- デジタルプラットフォームは、場所や時間を超えてコンテンツにアクセスする機会を増やすことなどによりコンテンツ市場そのものの拡大に寄与しているという積極的な側面もある。

- 少なくとも対価還元の文脈で不可欠な情報について、プラットフォーム事業者に対して精緻に定期的な情報の開示を求めることが必要。
- プラットフォーム事業者の自主的な取り組みである権利管理ツールは、対価の妥当性・公正性という観点からも有用であり、こうしたツールを提供することが、デジタルプラットフォームのコンテンツ提供の場としての信頼を高めるといふ点も踏まえ、権利管理ツールの採用を促進することはできないか。
- また、権利管理ツールの導入やコンテンツモデレーションの実施にあたり、自動判定等の技術が活用されると想定される場所、これらが適切かつ効果的に作用し、より信頼されるデジタルプラットフォームづくりに資するよう、プラットフォーム事業者と権利者の協働を進めていくことが期待されるのではないか。

#### <著作権等管理事業者に関する意見>

- 著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者と締結する包括的利用許諾契約の役割や意味合い、プラットフォーム事業者と権利者が共にコンテンツ市場そのものの新たな開拓や活躍の機会の拡大等に資する活動を行っていく関係性を構築する可能性等についても念頭に検討を進めるべき。
- 競争法上の制約に留意しつつ、いわゆる交渉力向上のために、例えば権利者同士が共同してプラットフォーム事業者に対して要請を行うなどの取組も期待されるのではないか。
- グローバルなプラットフォーム事業者から、より適切な対価還元を受けるためにどうすればいいかについて関係者間で情報交換を行うことが有用ではないか。
- 著作権等管理事業者は権利の委託を受けた者として権利者を代理/代表しているという意味で、個別の権利者と比して大きな交渉力を持つ主体となりうる。集中管理を高めること等も通して、著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者と対等な交渉主体となる可能性を模索することもありうるのではないか。

## 2. 今後の進め方

令和 6 年度の政策小委員会においては、クリエイターへの適切な対価還元について、以下の論点について議論を進めることとしてはどうか。また、令和 5 年度は音楽分野を中心に議論を行い、論点の洗い出しを行ったが、令和 6 年度は分野横断的に方策を議論することとしてはどうか。

1) クリエイターへの適切な対価還元に向けた著作権等管理事業者及びプラットフォーム事業者の役割等について

(ア) 著作権等管理事業者等に期待される役割

- ① サブスクリプションサービス、デジタルプラットフォームサービスなどの出現により一度に大量のコンテンツの利用が想定される中で、適法かつ円滑な著作物等の利用に向けて著作権等管理事業者にどのような役割が求められるか。
- ② 上記①と関連して著作権管理委託契約時には想定されていなかった利用方法について、新たなライセンス契約を整備することに関して、著作権等管理事業者にどのような役割が求められるか。特に権利者に対して契約の見直しの打診をしたり、対外的にこうした取り扱いについて周知したりすることについて、どのような対応が著作権等管理事業者に求められるか。
- ③ 著作権等管理事業者が権利者に分配する対価について、適正性・透明性を高める観点から、権利者に開示すべき情報は何か。このために、プラットフォーム事業者との契約にあたり、著作権等管理事業者がプラットフォーム事業者に開示を求めるべき情報は何か。
- ④ 集中管理の割合を高めることがプラットフォーム事業者に対する交渉力向上のための一つの方策であるところ、著作権等管理事業者等としてどのような対応が考えられるか。また、これまで集中管理が進められてこなかった分野についてはどのような対応がありうるか。

(イ) プラットフォーム事業者に期待される役割

- ① 著作権侵害コンテンツによる広告収入により、プラットフォーム事業者も結果として不当な利益を得ることとなるところ、著作権侵害コンテンツへの対策の責任についてどのように考えるか。
- ② コンテンツ市場の拡大に寄与しているデジタルプラットフォームを更に信頼される場とするために、著作権侵害の抑止に向け、プラットフォーム事業者が果たしうる役割は何か。また、プラットフォーム事業者は著作権等管理事業者等とどのような協働が期待されるか。
- ③ プラットフォーム事業者から著作権等管理事業者に対して支払われる対価が適正なものとなるよう、対価の根拠となる情報として、どのようなものが開示されていることが望ましいか。
- ④ 正規版の流通を促進し、対価還元の機会を確保すると同時に、海賊版を始めとする著作権等侵害物による対価獲得機会の喪失を防止する観点から、音楽分野での ContentID による実績を踏まえ、他の分野に

においても類似の技術を導入することは検討できないか。

(ウ) 権利者が契約の際に留意すべき事項

- ① 著作権管理委託契約を結ぶ際に、当初想定していない新たな利用方法が生じることを前提とし、契約にあたりどのようなことに留意すべきか。
- ② 著作権管理委託契約を結ぶ際に、著作権等管理事業者とプラットフォーム事業者との契約の内容について権利者に対する透明性を高める観点から、どのような情報を確認すべきか。

2) 関連する諸制度について

(ア) 私的録音録画補償金制度について

全体的なコンテンツ利用の実態に占める私的複製の現状、利用者の意向、機器を通じた補償金徴収に係る社会的な理解、海外の権利者に対する分配や他国における私的複製からの分配その他国際的な著作権制度との調和等を踏まえて引き続き検討する。

(イ) レコード演奏・伝達権について

店舗等における音楽の利用に対し、店舗等を利用する消費者の意向や個々の利用の実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることの社会的な理解、国際的な著作権制度との調和を踏まえて引き続き検討する。

3) 国境を越えた著作権侵害への対応

国境を越えた海賊版による著作権侵害については、対価獲得の機会を喪失させ、侵害者が不当に利益を得ることから、その対策が急務である。そのため、海賊版対策の取組状況や日々変化する侵害の態様等を踏まえ、必要な検討を行うとともに、海賊版対策とコンテンツの海外展開を両輪として検討を行う。特に、深刻化する外国での被害に対し、現行の著作権法において執行可能な範囲について、具体的事例に即した検討を行うとともに、国際執行の強化に向けた連携の在り方について検討を行う。また、諸外国の制度の状況も踏まえつつ、プラットフォーム事業者が侵害対策に主体的に取り組むことを促す方策についても検討を行う。